相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区富丘五条五丁目四番地六、最後の住所札幌市手稲区富丘五条五丁目二番一四号　被相続人　亡　田中福太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

事務所札幌市東区北三〇条東一六丁目三番二六号　相続財産管理人　古田　光生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県犬上郡多賀町大字久徳五二五番地、最後の住所茨城県牛久市田宮町五三一番地の一八九　被相続人　亡　小財槙一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

山形市相生町六番四二号　倉岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細江　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿七丁目二一九番地、最後の住所埼玉県川口市芝下二丁目三三番九号芝リバーサイドハイツ二〇一号　被相続人　亡　濵口　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目五〇番地まつかめビル四階

相続財産管理人　堀口　泰之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区方南二丁目四八〇番地、最後の住所東京都杉並区久我山五丁目二〇番三号　被相続人　亡　中村　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号ブリヂストン虎ノ門ビル一F

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区船堀二丁目八一八番地、最後の住所東京都江戸川区船堀二丁目六番一〇号　被相続人　亡　小泉　和明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区境之谷一二番地、最後の住所横浜市中区山下町九八番地ＧＳハイム山下町五一七号　被相続人　亡　西村　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階

相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市上町二二〇番地、最後の住所新潟県三条市大島五一〇三番地大島病院

被相続人　亡　寺澤　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

新潟県燕市燕三〇四九番地

相続財産管理人　亀山　克司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区久世大藪町一一三番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大西　芳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町四〇七番地　長栄ビル五階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　治一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市南寺方南通二丁目九一番地、最後の住所大阪府守口市南寺方南通一丁目九番三号　被相続人　亡　石丸　修市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　川瀬まやな

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市北区東浅香山町一丁一四〇番地一六、最後の住所大阪府堺市堺区香ヶ丘町二丁一一番二五号坂口文化　被相続人　亡　小路　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県総社市下林一四一二番地、最後の住所岡山市北区広瀬町一五番三二号　被相続人　亡　田中美保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

事務所岡山市北区昭和町一一番五号

相続財産管理人　義國　啓一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市新涯町一丁目一九〇番地、最後の住所広島県福山市曙町五丁目一番一号ポピーハイツオカモト一一二〇一　被相続人　亡　藤田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月三十日

事務所広島県福山市若松町二番一二号

相続財産管理人　弁護士　川﨑　保孝

第21期決算公告

平成23年11月30日　新潟県新潟市中央区米山2丁目6番地3

株式会社リビングギャラリー

代表取締役社長　藤田　幸成

貸借対照表の要旨　（平成23年8月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	953,548	流動負債	620,964
固定資産	329,719	固定負債	433,343
有形固定資産	101,191	**負債合計**	1,054,308
無形固定資産	65,095	株主資本	228,959
投資その他の資産	163,433	資本金	209,980
		資本剰余金	129,980
		資本準備金	129,980
		利益剰余金	△ 111,000
		その他利益剰余金	△ 111,000
		（当期純利益）	(17,989)
		純資産合計	228,959
合計	1,283,268	**合計**	1,283,268